

技能講習・推進者 修了証 再交付・書替え申込み方法

手順① 事前に修了証記載のご本人様から資格照会のお電話をお願いします。

個人情報保護の観点から、必ずご本人様からお電話ください。

一般社団法人兵庫労働基準連合会 尼崎事務所 TEL 06-6411-8881

※最寄りの地区事務所でも、お問合せ・お申込みいただけます。

[\[事務所一覧\]](#)

技能講習

- ◆フォークリフト運転 ◆玉掛け ◆ガス溶接 ◆床上操作式クレーン運転
- ◆小型移動式クレーン運転 ◆高所作業車運転 ◆足場の組立て等作業主任者
- ◆プレス機械作業主任者 ◆乾燥設備作業主任者 ◆有機溶剤作業主任者
- ◆酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習）
- ◆特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 ◆石綿作業主任者 ◆鉛作業主任者
- ◆金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ◆特定化学物質等作業主任者技能講習
- ◆木造建築物の組立等作業主任者

推進者養成講習 ◆安全衛生推進者 ◆衛生推進者

※他の講習機関で取得した修了証の再交付は、当連合会ではできません。取得した講習機関でのみ再交付が可能です。どこで取得したか分からない方は、技能講習であれば下記事務局にお問い合わせいただくことで取得した講習機関が分かる可能性があります。

技能講習修了証明書発行事務局 TEL 03-3452-3371、3372

その他の安全衛生教育等については同時に取得した方にお尋ねになるか、思い出していただく以外に方法はありません。

※廃止した技能講習の再交付等の取り扱いについて

当連合会が事業を廃止した次の技能講習の再交付及び書替えは、技能講習修了証明書発行事務局（TEL 03-3452-3371、3372）へお問合せください。

- ・酸素欠乏危険作業主任者技能講習（第1種酸素欠乏危険作業主任者技能講習）
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ・車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・はい作業主任者技能講習 ・木材加工用機械作業主任者技能講習

手順② 申込書にご記入ください。

必ず証明写真を貼付してください。

